

令和5年度

第8回豊頃町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年1月31日（水）午後4時30分～午後5時30分
- 2 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
- 3 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	山崎 仁志	出	8	加島 富浩	出
2	日下 貴弘	出	9	森 川 聡	出
3	川口 亜矢子	出	10	田頭 綾子	出
4	熊野 信夫	出	11	山田 雅江	出
5	相澤 博美	出	12	間所 明暁	出
6	河崎 正己	出	13	相澤 和幸	出
7	永原 和也	出	14	井下 睦男	出

4 議事日程

- 議案第1号 土地の現況証明願について
- 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
- 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 賃貸料情報の提供について

5 臨席者

- 6 事務局 林谷一徳事務局長 笠間一秀事務局次長 岡部真由美事務員
- 7 署名委員 議席3番 川口 亜矢子 議席4番 熊野 信夫

局 長	皆さん、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、第8回農業委員会総会を開催致します。 農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。 (豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)
局 長	ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。 (挨拶要旨)
井下会長	本年も1ヵ月を過ぎようとしています。今年に入り、今日初めてお会いする人おられますので、改めまして今年もよろしくお願いいたします。みなさんご存知の通り、正月から能登地震等ございまして、被災された皆さまにお見舞いを申し上げますと共に、お亡くなりになった方に、ご冥福を申し上げたいと思います。今年については、暖冬だと思います。1日位は、しばれた日がありますけれど、続かず昨日、一昨日共日中プラスの気温で、雪解けが進むような気温となっております。冬は凍れて、それなりの天気になっていかないと、畑も野良も等の処理も心配している話も耳にしています。十勝川の氷も張ったと思います。世界においても一部寒波というところもありますが、暖冬傾向にあります。今年は、去年のような気候とならず、それなりの気温、降雨量で秋を迎えればと思っております。本日の総会ですが、少し時間がかかる案件ですので、早速総会を始めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
局 長	ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号3番川口亜矢子 委員、4番 熊野信夫 委員にお願いしたいと思います。 経過報告等を事務局からお願いします。
局 長	(経過報告書により報告をする。)
議 長	只今、経過報告等説明がありましたが、ご質問等ありませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いと言う事ですので、議事に入らせて頂きます。 議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
次 長	議案第1号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 それでは、「番号1番」について説明いたします。土地については、地目は

		公簿、畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は、m²、調査地目は雑種地です。土地の所有者及び申請者は、さん。申請目的は、地目変更登記のためです。申請位置図を 16 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査を行っております。地元委員であります加島委員から説明願います。
委	員	8 番です。只今事務局から説明があった通りで、前回の案件でも出ておりましたが、後継者の住宅を建築するということですので、ご審議よろしくお願います。
議	長	只今、加島委員から説明がありましたが、この件について、何かあれば受け賜わりたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	無いということですので、このように決定させていただきます。 続きまして、議案書 2 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。
次	長	議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」 ご説明いたします。法の規定により農地等の賃借権設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。 なお、「番号 1 番から 10 番」まで、すべて基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。また、引き渡しを行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。 それでは、「番号 1 番から番号 9 番」の設定を受けていた方は、さん。 「番号 1 番」の設定をしていた方は、さん、土地については記載のとおりです。 「番号 2 番及び 3 番」の設定をしていた方は、さん、土地については、記載のとおりです。 次に「番号 4 番」の設定をしていた方は、さんで、土地については、記載のとおりです。 次に「番号 5 番から番号 7 番」の設定をしていた方は、さん、土地については、記載のとおりです。 次に「番号 8 番」の設定をしていた方は、さん、土地については、記載のとおりです。 次に「番号 9 番」の設定をしていた方は、さんで、土地については、記載のとおりとなっております。

		いずれも、賃借人の法人化に伴い解約するもので合意解約の成立日は、令和6年1月10日、土地の引き渡し日は、令和6年1月31日です。 続いて「番号10番」の設定を受けていた方は、さん、設定をしていた方は、さんで、土地につきましては、記載のとおりです。農地売買のため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引き渡し日は、令和6年1月10日です。 以上で「番号1番から番号10番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	無いということですので、この様に決定をさせていただきます。 続きまして議案書5ページになります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
次	長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。 本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。 それでは「番号1番」です。譲渡人はさん。譲受人は、同じくさん。土地につきましてはで、地目は公簿・現況共に、畑。面積は合計㎡です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっております。 申請位置図を、17ページ、19ページに、また、内地番求積図を18ページ、20ページ、21ページにそれぞれ添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号1番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、8月22日に現地調査を実施しております。地元委員であります間所委員の方からご説明をお願いします。
委	員	12番です。今回の案件につきましては、3条による許可申請で、の3条許可となりますので、地域等も問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。
議	長	只今、間所委員から説明がありましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。

	所有権移転で、移転の時期は、令和 6 年 2 月 5 日公告の日、対価の支払い期限は令和 6 年 7 月 31 日。価格は 円、10a 当たり 円で支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を 23 ページに添付しておりますのでご確認ください。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、12 月 8 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長には間所委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委 員	12 番です。この案件は、売買の案件になります。特に地域の間で問題はありませんので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、「番号 2 番」の案件ですが、 をお願いします。 ()
議 長	それでは再開します。事務局「番号 2 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 2 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は、 さん、設定をする方は さんです。土地については、 。地目は公簿・現況共に畑です。面積は m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日、対価の支払い期限は、令和 6 年 2 月 29 日で、価格は 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を 24 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 2 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に森川委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委 員	9 番です。 で売買となりました。地域的にも問題無いと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長 委 員	只今、森川委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。 ありません。

議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。 () それでは、再開します。 の案件は、原案どおり決定されましたので報告させていただきます。 続きまして、「番号 3 番」について、事務局説明をお願いします。
次 長	「番号 3 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は、 、設定をする方は、 さんです。土地については、 。地目は公簿・現況共に畑です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から終期は令和 10 年 11 月 30 日までとなっております。借賃は、年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を 25 ページに、内地番求積図を 26 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 3 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に間所委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委 員	12 番です。この案件につきましては、 で、 に賃貸するということで、地域内でも問題無いということですので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 8 ページ「番号 4 番」の案件ですが、 を お願いします。 () それでは再開します。事務局「番号 4 番」の説明をお願いします。
次 長	「番号 4 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は、 さん、設定をする方は、 さんです。土地については、 。地目は公簿、畑・原野・山林・宅地・雑種地、現況はすべて畑です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から終期は令和 10 年 11 月 30 日。

		借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を 27 ページ、28 ページに、内地番求積図を 29 ページから 33 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 4 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、11 月 16 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に間所委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委	員	12 番です。この案件についても先ほどの案件と同様で、 と賃貸借設定を行うということで、地域でも問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。
議	長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。
次	長	()
議	長	それでは、再開します。 続きまして、議案書 9 ページ「番号 5 番」の案件ですが、 () それでは再開します。事務局「番号 5 番」の説明をお願いします。
次	長	「番号 5 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は、 さん、設定をする方は、 さんです。土地については、 。地目は公簿、現況共に畑です。面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 5 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から終期は令和 10 年 11 月 30 日。借賃は年 円、10a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。 申請位置図を 27 ページに、内地番求積図を 32 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 5 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、11 月 16 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に間所委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委	員	12 番です。この案件につきましても先ほどと同様の案件となります。地域内においても問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。

議 長	只今、間所委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。
	()
	それでは、再開します。 続きまして議案書 10 ページ、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定につ いて」を議題といたします。「番号 1 番・2 番」について、事務局一括で説明 をお願いします。
次 長	議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。農業 経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められ た下記の農用地利用集積計画について、議決を求めるものでございます。本議 案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経 営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件 を満たしていると考えますので、その点をご留意頂きご審議願いたいと思いま す。 議案書 11 ページ「番号 1 番及び 2 番」の設定を受ける方は、 利用権設定等の種類は、賃貸借権設定で、期間はすべて 10 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から令和 15 年 11 月 30 日までとなっております。 それでは「番号 1 番」です。設定をする方は、 については、 、地目は公簿、畑・山林、現況は畑です。面積は 合計 m²です。借賃は年額 a 当たり 円で支払い方法は 記載のとおりです。申請位置図を 34 ページ、35 ページに、内地番求積図を 36 ページ、37 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 次に「番号 2 番」の設定をする方は、 は、 、地目は、公簿、畑・宅地、現況は畑です。面積は合 計 m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払 い方法は記載のとおりです。申請位置図を 34 ページ、38 ページに添付してお りますので、ご確認ください。 以上で「番号 1 番・2 番」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、8 月 22 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に河崎委 員がなっておりますので、説明をお願いします。
委 員	6 番です。この案件は、 新規の案件です。いずれも新規で 10 年間で、その他については、今までと同条件であり地域的にも問題無いと

		いうことですので、よろしくご審議お願いします。
議	長	只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 3 番・4 番」について、事務局一括で説明をお願いします。
次	長	「番号 3 番・4 番」の設定を受ける方は、。。利用権設定等の種類は、賃貸借権設定で、期間はすべて 10 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から令和 15 年 11 月 30 日までとなっております。 それでは「番号 3 番」の設定をする方は、さん。。土地については、、、地目は、公簿、原野、現況は畑です。面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、 10a 当たり 円 で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 34 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 続いて「番号 4 番」です。設定をする方は、さん。。土地については、、、地目は公簿、畑・原野、現況は畑です。面積は合計 m^2 です。借賃は年額 円、 10a 当たり 円 で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 42 ページ、43 ページに、内地番求積図を 44 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 3 番・4 番」の説明を終わります。
議	長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、8 月 22 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に森川委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委	員	9 番です。今まで、と契約しておりましたが、にに伴い、同条件により新規契約となります。地域でも問題ないということで、よろしくご審議をお願いします。
議	長	只今、森川委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 5 番・6 番」について、事務局一括で説明をお願いします。
次	長	「番号 5 番・6 番」の設定を受ける方は、。。利用権設定等の種類は、賃貸借権設定で、期間はすべて 10 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から令和 15 年 11 月 30 日までとなっております。

	「番号 5 番」の設定をする方は、 さん。土地については、 、地目は、公簿・現況共に畑です。面積は m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 42 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 続いて議案書 12 ページ「番号 6 番」です。設定をする方は、 さん。土地については、 、地目は公簿、畑・原野・山林・宅地、現況は畑です。面積は合計 m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 38 ページ、45 ページに、内地番求積図を 39 ページから 41 ページ、46 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 5 番・6 番」の説明を終わります。 議 長 只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、8 月 22 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に河崎委員がなっておりますので、説明をお願いします。 委 員 6 番です。この案件につきましても、 伴う新規の賃貸借案件です。条件も以前と変わらずとのことで、問題無いと思われますので、よろしくご審議をお願いします。 議 長 只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。 委 員 ありません。 議 長 無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「番号 7 番・8 番」について、事務局一括で説明をお願いします。 次 長 「番号 7 番・8 番」の設定を受ける方は、 さん。利用権設定等の種類は、賃貸借権設定で、期間はすべて 10 年間、始期は令和 6 年 2 月 5 日公告の日から令和 15 年 11 月 30 日までとなっております。 「番号 7 番」の設定をする方は、 さん。土地については、 、地目は、公簿・現況共に畑です。面積は合計 m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 47 ページ、内地番求積図を 48 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 続いて「番号 8 番」です。設定をする方は、 さん。土地については、 、地目は公簿・現況共に畑です。面積は m²です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。申請位置図を 47 ページに、内地番求積図を 49 ページに添付しておりますので、ご確認ください。 以上で「番号 7 番・8 番」の説明を終わります。
--	---

議 長	只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、12 月 8 日に現地調査、1 月 17 日に調整会議を行っております。調整委員長に森川委員がなっておりますので、説明をお願いします。
委 員	9 番です。この案件につきましては、新規の案件となります。よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、森川委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 13 ページになります。 議案第 6 号「賃借料情報の提供について」 を議題と致します。事務局説明をお願いします。
次 長	それでは、議案第 6 号「賃借料情報の提供について」を説明いたします。 農地法第 52 条の規定により、農地の賃借料情報を提供することについてご審議を求めるものでございます。 記 1 として、提供する農地の賃借料情報を記載してございます。昨年 1 月から 12 月までの賃借権設定に係る金額の平均額、最高額、最低額及び件数について、町内全域を 1 区分として表示しております。年間件数は 64 件で、賃借料の平均額は、5,200 円。最高額、最低額は記載のとおりです。 なお、農地売買支援事業による公社からの賃借分は、売買価格の 2%で設定され、価格が安く賃借料情報の参考にならないため除外しております。 次に参考として (1) に令和 2 年から令和 4 年までの過去 3 年間の平均賃借料を記載しております。町内全域の平均額は 4,800 円となっております。 続いて参考の (2) は、平成 21 年の農地法改正により廃止された標準小作料額を載せてございます。過去 3 年間の賃借料の平均額は 4,800 円となっており標準小作料の「中」の額 5,000 円と比較して、ほぼ同水準となっております。 続いて記 2 として、この情報は 2 月にホームページで、その後 3 月発行の町広報に掲載してお知らせする予定となっております。情報の提供時期については本総会以降と定めるものであります。 次に 14 ページをご覧ください。こちらには賃借料情報を町内 5 地区に分けて、普通畑と飼料作物の平均額、最高額、最低額及び件数を記載しています。 また、同様の内容について過去 3 年間の数値を 15 ページに記載しております。 以上で「議案第 6 号」の説明を終わります。
議 長	只今、事務局からご説明がございましたが、この件について、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。

委 員	ありません。
議 長	無いということですので、このように決定をさせていただきます。 本日の議案の審議は以上となります。事務局から連絡事項がございます。
委 員	(要旨) ・能登半島地震義援金について ・源泉徴収票について
議 長	只今、事務局から連絡事項等がありましたが、ご質問等ございますか。
委 員	(ありません。)
局 長	以上をもちまして総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 から、ご挨拶をいただきます。
会 長	(閉会の挨拶) 本日の総会ですが、皆さまのご協力を頂き無事終了することができました。 先ほど開会の時に申し忘れましたが、1月22日から24日、悪天候の中、札幌の出張に参加された委員の皆さまありがとうございました。この後の新年会や、2月は色々と行事が多いです。皆さまのご出席お願いしたいと思います。よろしく願います。以上をもちましてあいさつとさせていただきます。本日は、大変ご苦労さまでした。 閉 会